

して、本税四圓餘、附加税四圓餘、合計八圓以上の負擔がかかるのである。今日自轉車一臺の平均賣買價格三十圓と言はれるのであるが、この課税物件に對し、三割にも當る重税が、惡税でないといふ誰が言ひ得よう。

三、地方財源としての自轉車税

次にこの自轉車税が財政的に如何なる地位を占めてゐるかといふと、雜種税中の首位を占める車税中の大部分をなし地方の有力なる財源をなしてゐるのである。即ち、雜種税中法定雜種税二十課目特別雜種税（地方の事情により主務大臣の認可を得て決定せるもの）二十四課目、合計四十四課目五千三百四十餘萬圓中、車税はその半に近き二千四百五十餘萬圓、而してそのうちの大部分たる約二千萬圓を自轉車が占めてゐるのである。詳しくは次の第二表の如くである。

（第二表） 雜種税 （昭和二年年度算）

税目	税額	税目	税額
船税	七三〇、三二五	漁税	二、〇〇八、六九八
車税	二四、五一〇、五九一	遊藝師税	三、二九九
水車税	二七一、九一六	遊藝人税	二九、四九九
市場税	一〇三、七二一	相撲税	三、五二六
電柱税	一、五二二、〇一四	俳優税	二〇、二三三
金庫税	二八五、一二三	藝妓税	二、六〇二、七六六
牛馬税	三一一、〇六二	幫間税	四、一七三
犬税	七〇五、八八一	演劇興行税	二、五七四、四〇四
狩獲税	一九六、二四六	遊興税	六、五二九、二二七
屠畜税	五九九、八九〇	計	五一、六〇九、四四九
不動産取得税	八、五九六、九三五		